

資料提供

滋賀労働局発表
平成 27 年 6 月 22 日

担当

滋賀労働局労働基準部
監督課長 斉藤 将
主任監察監督官 笠原 由紀
専門監督官 倉橋 隆成
電話：077 - 522 - 6649

監督指導実施事業場のうち約 7 割の 1,306 事業場に対し是正勧告 ～平成 26 年の労働基準関係法令に関する監督指導の実施結果～

滋賀労働局(局長 辻 知之)は、平成 26 年に管内の労働基準監督署(大津、彦根、東近江)が実施した監督指導の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

ポイント

平成 26 年の監督指導の実施状況【表 1・2】

滋賀労働局管内の 3 労働基準監督署で、計 1,830 事業場に対し定期監督等¹の監督指導を実施した結果、1,306 事業場(違反率:71.4%)で何らかの労働基準関係法令²違反が認められたことから、是正を勧告しました。違反率は年々増加しており、平成 26 年の違反率は、前年比で 4.1 ポイント、5 年前の平成 22 年比で約 1 割(10.6 ポイント)の増加で、平成 22 年以降初めて 7 割を超えました。

業種別の違反率では、接客娯楽業が 86.9%(監督指導実施事業場数:61 事業場。うち違反事業場数:53 事業場)で最も高く、次いで製造業の 76.5%(監督指導実施事業場数:631 事業場。うち違反事業場数:483 事業場)、保健衛生業の 74.4%(監督指導実施事業場数:117 事業場。うち違反事業場数:87 事業場)となっています。

主な法令違反の状況【表 3】

労働基準法関係では、「労働時間・休日」が 424 件(監督実施事業場全体の 23.2%)で最も多く、次いで「割増賃金」の 276 件(同 15.1%)、「労働条件の明示」の 207 件(同 11.3%)となっています。

労働安全衛生法関係では、「安全基準」が 325 件(同 17.8%)で最も多く、次いで「健康診断」の 264 件(同 14.4%)、「安全管理体制」の 197 件(同 10.8%)となっています。

主な法令違反の事例については別添参照。

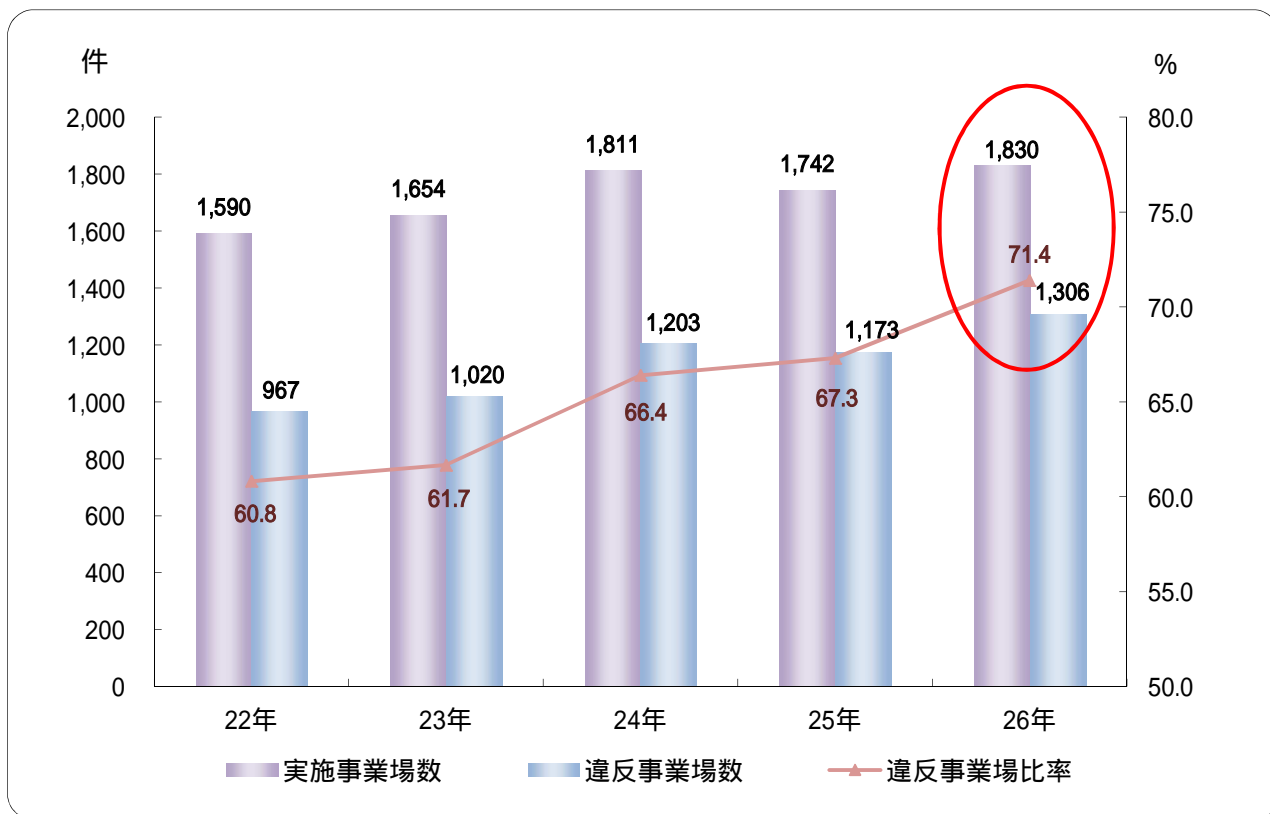
1 「定期監督等」とは、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の発生を契機として実施する監督をいいます。労働基準監督官が事業場に立ち入る等により、労働基準法等に基づく法定労働条件の履行確保及び労働安全衛生法等に基づく安全措置等が講じられているかなどを確認し、法違反が認められた場合には是正勧告等を行います。

2 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、じん肺法などをいいます。

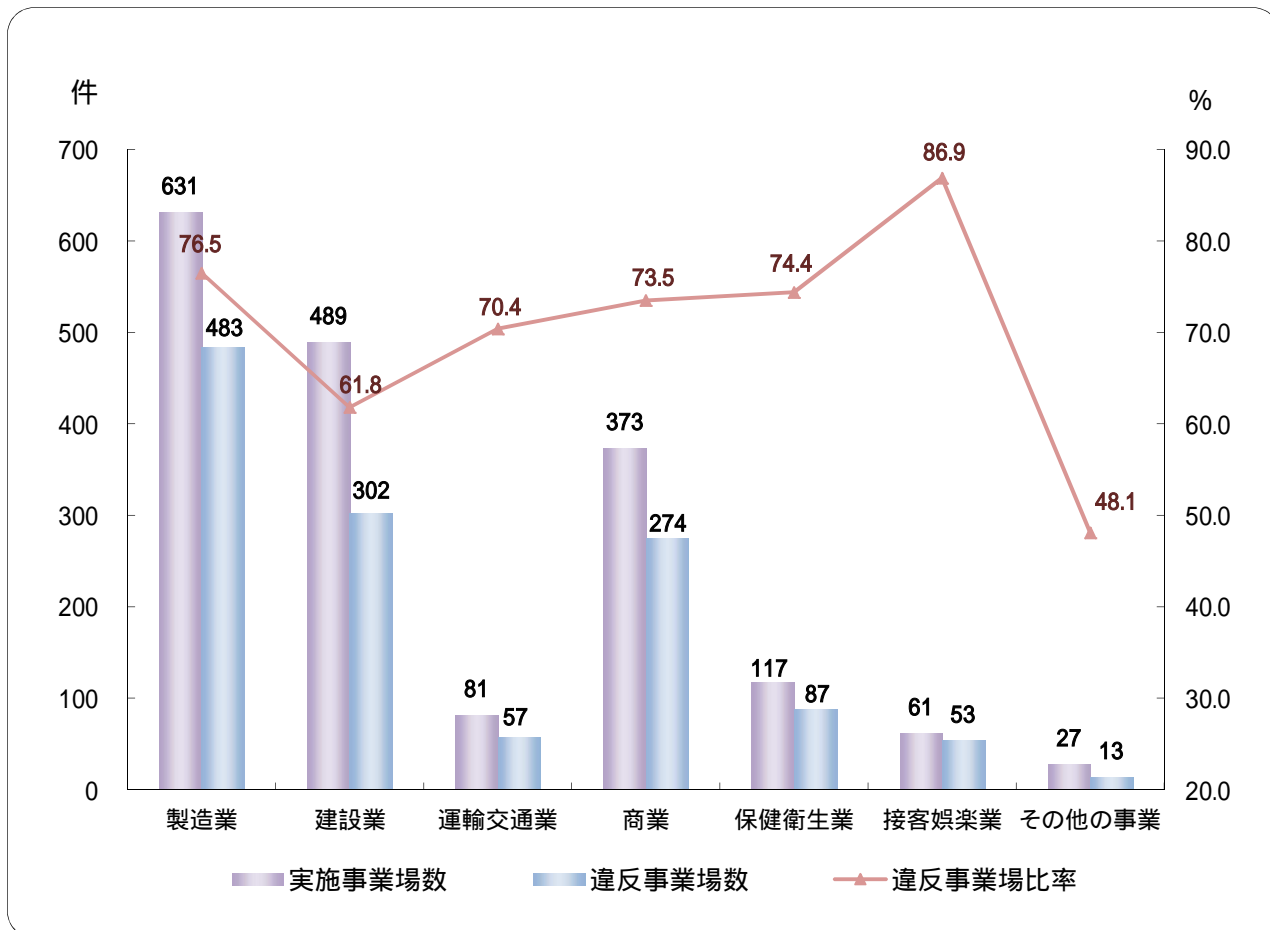
今後の対応

滋賀労働局では、引き続き労働基準関係法令の周知を図るとともに、管内状況や各種情報に基づき労働時間・休日等の労働条件や安全衛生上の問題が認められる事業場に対し、積極的な監督指導を実施していくことにより、法定労働条件の確保・改善等を図っていきます。

【表 1】 監督指導の実施状況



【表 2】 業種別の監督指導の実施状況（平成 26 年）

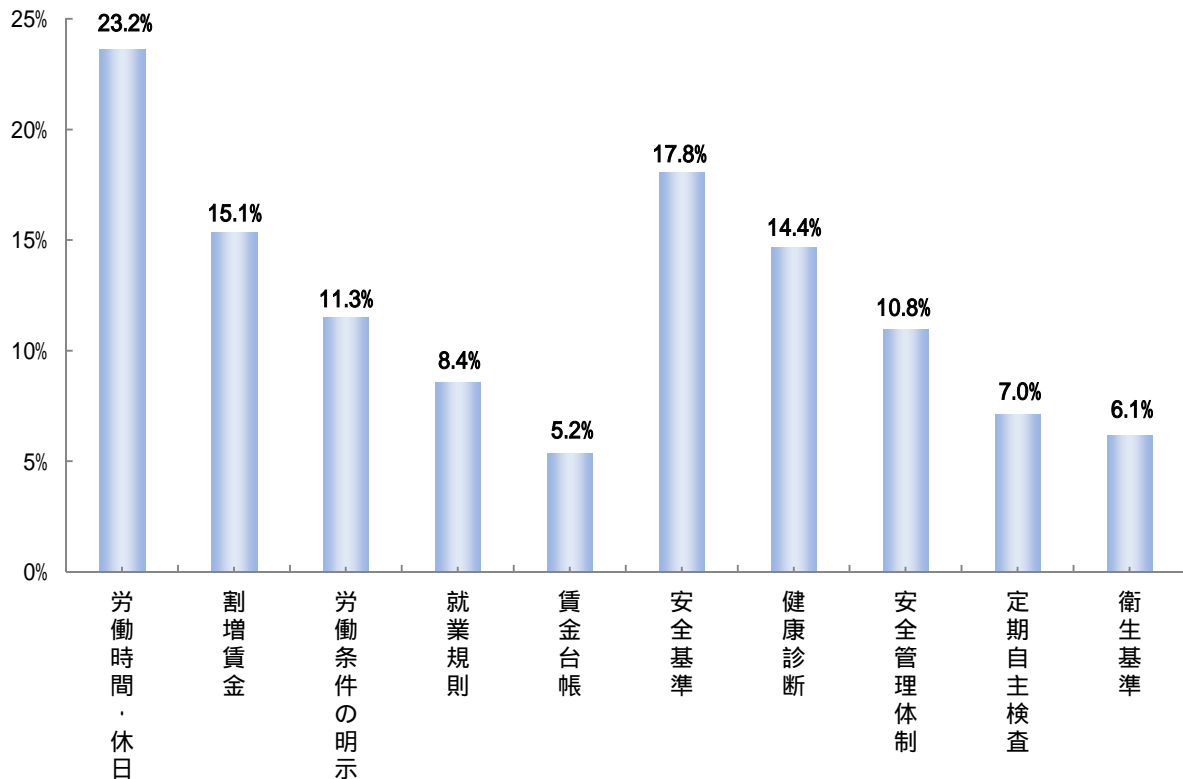


【表3】主な法令違反の状況（平成26年）

主要違反事項		法違反条文	違反件数 (件)	違反率 (%)
労基法関係	労働時間・休日	労基法第32・40条、第35条	424	23.2%
	割増賃金	労基法第37条	276	15.1%
	労働条件の明示	労基法第15条	207	11.3%
	就業規則	労基法第89条	154	8.4%
	賃金台帳	労基法第108条	96	5.2%
安衛法関係	安全基準	安衛法第20・21条	325	17.8%
	健康診断	安衛法第66条、じん肺法第7・8条	264	14.4%
	安全管理体制	安衛法第10～19条	197	10.8%
	定期自主検査	安衛法第45条	128	7.0%
	衛生基準	安衛法第22・23条	111	6.1%

上表で、労働基準法、労働安全衛生法は、それぞれ「労基法」「安衛法」と略記している。また、一の事業場において複数の違反が認められる場合があることから、違反率の合計は100%とはならない。

主要違反事項別の違反率の状況



主な法令違反の事例（平成 26 年）

【労働基準関係】

労働時間・休日 （労基法第 32・40 条、 第 35 条）	時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結し労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 36 協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。
割増賃金 （労基法第 37 条）	時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。
労働条件の明示 （労基法第 15 条）	労働契約締結の際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。 有期労働契約の締結の際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。
就業規則 （労基法第 89 条）	常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成し労働基準監督署に届け出していない。
賃金台帳 （労基法第 108 条）	賃金台帳に、労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 賃金台帳を 3 年間、保存していない。

【安全衛生関係】

安全基準 （安衛法第 20・21 条）	機械の原動機や回転軸等、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、覆いを設けていない。 高さが 2 メートル以上の高所で作業を行わせるに当たり、手すり等の墜落防止措置を講じていない。
健康診断 （安衛法第 66 条、 じん肺法第 7・8 条）	常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施していない。 法定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。
安全管理体制 （安衛法第 10～19 条）	常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 法定の危険・有害業務を行わせるに当たり、各種作業主任者を選任していない。また、選任した作業主任者に法定の職務を行わせていない。
定期自主検査 （安衛法第 45 条）	動力プレスやフォークリフト等特定の機械について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を実施していない。
衛生基準 （安衛法第 22・23 条）	屋内で有機溶剤や特定化学物質を取り扱う作業を行わせるに当たり、局所排気装置を設けていない。 研磨作業を行わせるに当たり、呼吸用保護具を使用させていない。